

## 小郡市介護用品給付サービス事業実施要綱

平成12年9月1日

告示第47号

### (目的)

第1条 この要綱は、在宅で寝たきり高齢者等を介護する世帯に対し、在宅介護を支援するため介護用品の給付サービスを提供することにより、寝たきり高齢者等の生活の質の向上を図るとともに、その家族の経済的な負担の軽減を図り、もって在宅福祉の推進に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 65歳以上の者（65歳未満であって初老期認知症に該当する者を含む。）をいう。
- (2) 寝たきり高齢者 老衰、心身の障害、傷病等のため別表第1の「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」のランクB及びランクCに該当する者をいう。
- (3) 要介護認知症高齢者 別表第2の「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」のランクⅢ、ランクⅣ及びランクMに該当する者をいう。
- (4) 重度の要介護高齢者 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定において要介護4又は5と判定された者をいう。
- (5) 在宅 市内の個人の所有する住居、軽費老人ホーム（ケアハウス）、グループホーム又は住宅型有料老人ホームにおいて現に居住することをいう。

### (実施主体)

第3条 事業の実施主体は、小郡市とする。

### (利用者の決定等)

第4条 本事業を利用しようとする者は、小郡市高齢者福祉サービス利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、申請があった場合はその必要性を検討し、利用の要否の決定を行い、介護用品給付サービス利用決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

なお、要否の決定の際には必要に応じて小郡市地域ケア会議を活用する。

3 第2条第2号及び第3号に該当する者の判定は、市の保健師又は市が委託した調査員により行うものとする。

### (給付期間)

第5条 給付期間は、市長が申請に基づき給付を決定した日の属する月から、当該年度の末日までとする。ただし、当該年度の途中で給付要件を欠くに至ったときは、給付要件を喪失した日の前日の属する月までとする。

(届出義務)

第6条 給付を受けている者が給付要件を欠くに至ったときは、その旨を市長に速やかに届け出なければならない。

2 給付を受けている者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、その旨を市長に速やかに届け出なければならない。

3 給付を受けている者が申請内容に変更を生じたときは、その旨を市長に速やかに届け出なければならない。

(サービス内容)

第7条 在宅の高齢者等でおむつを必要とする者に対して、紙おむつの給付サービスを行う事業とする。

(給付要件)

第8条 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定において要介護3以上と認定された者で、その属する世帯が市民税非課税世帯に該当する在宅の寝たきり高齢者及び要介護認知症高齢者であつて、紙おむつを必要とするものに対して、給付するものとする。

(給付内容)

第9条 給付内容は、紙おむつの現物給付とする。

2 前項の給付上限額は、別表第3のとおりとする。

(事業の実施)

第10条 市長は、給付する者の名簿を紙おむつ給付サービス利用者台帳（様式第3号）に記録し、紙おむつ給付券（様式第4号）を交付するものとする。

2 市長は、給付券の交付後、定期的に紙おむつを給付するものとする。

3 給付の方法は、原則として、市が指定した紙おむつの納入業者（以下「業者」という。）が給付を受ける者の住居に直接届けるものとする。

4 給付を受ける者に紙おむつが給付されたときは、業者に給付券を提出するものとする。

5 業者は、市長に対して、給付券を添付した請求書により紙おむつの購入に要する費用を請求するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。  
(小郡市在宅介護支援事業実施要綱の廃止)
- 2 小郡市在宅介護支援事業実施要綱は、廃止する。

附 則 (平成16年5月25日告示第47号)

この告示は、平成16年6月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月16日告示第19号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月29日告示第27号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月26日告示第14号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第56号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月31日告示第73号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第62号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の小郡市介護用品給付サービス事業実施要綱第8条の規定により給付を受けている者に係る同条の規定は、なお従前の例による。

附 則 (令和5年2月21日告示第25号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

生活自立	ランク J	<p>何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通機関等を利用して外出する。</li> <li>2 隣近所へなら外出する。</li> </ol>
準寝たきり	ランク A	<p>屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介助により外出し、日中はほとんどベットから離れて生活する。</li> <li>2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。</li> </ol>
寝たきり	ランク B	<p>屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベット上での生活が主体であるが座位を保つ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 車椅子に移乗し、食事、排泄はベットから離れて行う。</li> <li>2 介助により車椅子に移乗する。</li> </ol>
	ランク C	<p>1 日中ベット上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自力で寝返りをうつ。</li> <li>2 自力では寝返りもうたない。</li> </ol>

別表第2（第2条関係）

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例	判定に当たっての留意事項及び提供されるサービスの例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。		<p>在宅生活が基本であり、1人暮らしも可能である。相談、指導等を実施することにより、症状の改善や進行の阻止を図る。</p> <p>具体的なサービスの例としては、家族等への指導を含む訪問指導や健康相談がある。また、本人の友人づくり、生きがいくくり等心身の活動の機会づくりにも留意する。</p>
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。		<p>在宅生活が基本であるが1人暮らしは困難な場合もあるので、訪問指導を実施したり、日中の在宅サービスを利用することにより、在宅生活の支援と症状の改善及び進行の阻止を図る。</p> <p>具体的なサービスの例としては、訪問指導による療養方法等の指導、訪問リハビリテーション、デイケア等を利用したりリハビリテーション、毎日通所型をはじめとしたデイサービスや日常生活支援のためのホームヘルプサービス等がある。</p>
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスがめだつ等	
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との応対など1人で留守番ができない等	

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例	判定に当たっての留意事項及び提供されるサービスの例
Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。		日常生活に支障を来すような行動や意志疎通の困難さがランクⅡより重度となり、介護が必要となる状態である。 「ときどき」とはどのくらいの頻度を指すかについては、病状・行動の種類等により異なるので一概には決められないが、一時も目が離せない状態ではない。
Ⅲ a	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない・時間がかかる。  やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等	在宅生活の基本であるが、1人暮らしは困難であるので、訪問指導や夜間の利用も含めた在宅サービスを利用し、これらのサービスを組み合わせることによる在宅での対応を図る。 具体的なサービスの例としては、訪問指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、ホームヘルプサービス、デイケア・デイサービス、症状・行動が出現する時間帯を考慮したナイトケア等を含むショートステイ等の在宅サービスがあり、これら
Ⅲ b	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢ aに同じ	のサービスを組み合わせて利用する。
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ	常に目を離すことができない状態である。症状・行動はランクⅢと同じであるが、頻度の違いにより区分される。 家族の介護力等の在宅基盤の強弱により在宅サービスを利用しながら在宅生活を続けるか、または特別養護老人ホーム・老人保健施設等の施設サービスを利用するかを選択する。施設サービスを選択する場合には、施設の特徴を踏まえた選択を行う。

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例	判定に当たっての留意事項及び提供されるサービスの例
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等	ランク I～IVと判定されていた高齢者が、精神病院や認知症専門棟を有する老人保健施設等での治療が必要となったり、重篤な身体疾患が見られ老人病院等での治療が必要となった状態である。専門医療機関を受診するよう勧める必要がある。

別表第3（第9条関係）

利用者の区分	給付
介護保険法施行令第39条第1号、第2号及び第3号に掲げる者	紙おむつ 月額5,000円相当分